答 弁 第 一 七 号昭和五十三年一月二十日受領

内閣衆質八二第一七号

昭和五十三年一月二十日

内閣総理大臣 福 田 赳

夫

衆議院議長 保 利 茂殿

衆議院議員土井たか子君提出大阪国際空港 の拡張計画に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付

する。

_

(質問の 一七)

衆 議院 議 員 土井たか子君提 出大阪 国際空港 の拡張計 画 に関する質問に 対する答弁書

一について

(1) 御 質 問 0 面 積、 着陸帯等に係る記載は、 大阪国際空港整備拡 張工事として、 滑走路 の増設

等と併せて整備改良すべ く 計 画され た大阪 国際空港 (以 下 「大阪空港」という。) 0) 既存 施 設 を

表示 したもので あり、 当 該 工 事 につい 7 は土 地 収 用 法 による事業の認定がなされてい る。

な お、 空 港 整 備 \mathcal{O} 事 業 に つ き 土 地 収 用 法 に ょ る 事 業 \mathcal{O} 認 定 を す Ś に 当 た つ 7 は 申 請 に 係

る 事 業 計 画 \mathcal{O} 内 容 が 同 法 第三 条 第 + = - 号に 該当す る Ł \mathcal{O} に 関 す る 事 業 とし 7 適 <u>当</u> で あ る か سلح

うかについても審査している。

(2)及び (3)昭 和三十七年七 月 五. 日 0 事 業認定申請 に係る事業計 画に は飛行場 燈火の整備 計 画 Ŧ

含まれており、 これに基づき整備された飛行場燈火の種類は次のとおりである。

飛 行 場 燈 台、 進 入 燈、 進 入 角 指 示 燈 進 入 路 指 示 燈 滑 走 路 燈 滑 走 路 末 端 燈 滑 走 路 末

端 補 助 燈 滑 走 路 末 端 識 別 燈 滑 走 路 中 心 線 燈 接 地 帯 燈 滑 走 路 距 離 燈 過 走 帯 燈 誘 獐

路燈、誘導路中心線燈及び誘導案内燈。

(4)航 法 令上、 I L S を 利 用 して 精 密進 入を行う計器 着 <u>陸</u> 用滑走路 に つい て は、 原 則とし 7

進入燈の設置が必要とされている。

(5)か 5 (7)ま で 本 件 事 業 0) 施 行 は、 航 空 旅 客 需 要 0) 増 大 及 び 航 空 機 \mathcal{O} 大 型 化 0) 傾 向 に 対 応 す る

こと を 可 能 に Ļ Ł 7 関 西 地 域 及 び 我 が 玉 全 体 \mathcal{O} 経 済 発 展 に 寄 与 す ることを 通 U 7 玉 民 生

活 \mathcal{O} 向 上 に 貢 献 L 得 る لح 判 断 L た ŧ \mathcal{O} で あ り、 \mathcal{O} 目 的 は お お む ね 達 成 さ れ た لح 考 え 7 1

る。

ま た、 本 件 事 業 の完成に伴う大型ジ エ ツ } 機 \mathcal{O} 就 航 は、 航 空 機 \mathcal{O} 発着 口 数 \mathcal{O} 増 加 لح 相 ま 0

て、 空港 周 辺地 域 に お ける航空機 騒音障 害等 \mathcal{O} 問 題 を引き起こしたが これに対し ては 従

来 ょ り 「 公 共 用 飛 行 場 周 辺 に お け る 航 空 機 騒 音 に よる 障 害 \mathcal{O} 防 止 等 に 関 す る 法 律 に 基 < 措

置 等 諸 種 \mathcal{O} 対 策 を 講じてきたところで あ

(8)大 阪 空 港 に お *(*) ては、 有 視 界気 象状態であること、 該 航 空 機 と管 制塔との 間 12

当

無

線

連

絡

が 設 定されていること、 離 着 陸 しようとす る航空機 0 航 行 が 同 方 向 で あること等 を 条 件 とし

て、 機 種 離 陸 後 の旋 口 方 向 等 · を 勘 案 Ļ 適 切 な安全 問問 隔 を設定することにより、 A 滑 走 路

と В 滑 走 路 \mathcal{O} 同 時 使用を行 つている。

<u>ー</u>に つい 7

(1) 昭 和 三 $\overline{+}$ 六 年 か 5 昭 和 五 + 年 ま で 0) 各 年 間 \mathcal{O} 大 阪 空 港 に お け る 定 期 便 着 陸 口 数 等 は 別

表 \mathcal{O} لح お りで あ

(2)及び (3) 昭 和 兀 + 五 年 \mathcal{O} В 滑 走 路 \mathcal{O} 供 用 開 始 に ょ ŋ 大 阪 空 港 \mathcal{O} 処 理 能 力 は 増 大 L た が、 同 年

 \mathcal{O} 万 国 博覧会 0 開 催 を契機 に 同 . 空港 ._ の 処 理 能 力が 限 界 に近いことが問 題 لح な り、 昭 和 匹 十六

年 に 計 器 飛 行 方 式 に ょ り 飛 行 す る 航 空 機 \mathcal{O} 発 着 口 数 0) 限 度 を 時 間 当 た り三 + 六 回、 連 続 す

る三時間当たり九十三回と定めている。

な お、 運 航 時 間 制 限 措 置等 に ょ り、 同 空 港 \mathcal{O} 日 当 たり \mathcal{O} 発着 口 数は 減 少 L て 7 る。

用 し、 地 上 風 \mathcal{O} 風 速 が 五. 丿 ツ 1 未 満 \mathcal{O} 場 合 は 飛 行 経 路 着 陸 援 助 施 設 等 を考慮 L て 滑 走 路 32 (4)

大 阪

空港

に

お

, \

7

は、

地

上

風

 \mathcal{O}

風

速

が

五.

1

ツ

}

以

上

 \mathcal{O}

場

合

は

風

向

に

近

1

方

位

 \mathcal{O}

滑

走

路

を

使

L/Rを使用することを原則としている。

な お、 昭 和 五. + __ 年 に お 1 て は、 離 着 陸 \mathcal{O} 約 九 + 五. パ] セ ン } が 滑 走 路 32 L R を 使 用 L

て行われた。

(5)滑 走 路 14 L / R を 使 用 す る 場 合 は 地 形 築 \mathcal{O} 関 係 で 離 着 陸 す る 航 空 機 \mathcal{O} 飛 行 コ ス が 空 港

 \mathcal{O} 南 で 交 差す る 0) で、 れ 5 \mathcal{O} 飛 行 コ] ス を 飛 行 す る 航 空 機 12 所 定 \mathcal{O} 安 全 問 隔 を 設 定 す る 必

要が あ ý, 航 空 交 通 \mathcal{O} 状 況、 気 象状況 に ょ つて は、 滑 走路 32 L R を使 用 す る場 合 に 比 L 7

処 理 能力が低下することが あ

(6)大阪 空 港 \mathcal{O} 進 入 路 指 示 燈 は、 滑 走 路 14 L / R を使 用 L て 離 着 陸 す る 航空 機 が 同 空 港 \mathcal{O} 西 北

に 存 する六甲 Щ 系に衝突す る 危 険 を 口 避 す る ため に 設置さ れ 昭 和 兀 + _ 年八月二十 六 日に

供 用 開始されたものであり、 処 理 能力に結びつけて考えてはい ない。

なお、 進 入路指示燈 設置基準 は、 航空法: 施 行規 則第百十七条に定められている。

 \mathcal{O}

三について

(1) 御 指 摘 \mathcal{O} 運 輸 省 見 解 は、 大 、阪空港 にこ 関 する 公 害問 題 に つ **,** \ て 0 運 輸 省 0) 考え方を示 したも

 \mathcal{O} で あ

(2)(イ) から (ハ) まで 航空 機 騒音 対 策 は、 まず 航空機 騒 音 \mathcal{O} 実 態 調 査 か 5 開 始 す る 必 要 が あ り、 当

時 0 施策 は お お む ね 実 態 調 查、 所 要の 対 策内容 0) 検討 等 \mathcal{O} 段階にとどまつて 7 たも 0) で あ

る。

始 す 大 阪 るととも 空 港 に に、 つい て 昭 は、 和 兀 昭 + 年 和 三十 $\dot{+}$ 七 月 年 以 度 降、 に 午 同 空 後 港 + 周 時 辺 に カン 5 お 翌 7 日 て 午 航 空 前 機 六 時 騒 音 ま で \mathcal{O} 実 \mathcal{O} 間 態 に 調 査 お を け る 開

ジ

エ

ツ

1

機

 \mathcal{O}

離

着陸

を原則として

認め

ないこととした。

(二) 討 輸 に 東 る か 東 京 省 お 5 **,** , 推 京 が 玉 てジ 際 進 玉 主 まで 唱 際 空 を 空 义 エ 港 L 港 るこ て ツ 周 民 騒 } 玉 辺 間空港 音 ととし 及び \mathcal{O} 機 が 対 航 策 空 地 就 に 委 機 た 方 航 お 員 公 騒 ŧ L 7 会 始 音 共 · て 最 \mathcal{O} 対 で 寸 \Diamond 以 体 た 昭 策 あ 初 下 る。 \mathcal{O} に に航 職 0 和 委 三十 員 空機 委 1 員会」 員 並 7 び 四、 協 会 騒音が は、 に 議 とい を 関 五. 現 係 年 重 社会問 · う。) 頃 在 住 ね 民 で て ま で き 寸 あ を 題とな り、 体 た に 開 三十 が、 及 催 これ び っった Ļ 航空会 _ のは、 口 に \mathcal{O} 航 開 対 間 空 社 処 機 催 \mathcal{O} す \mathcal{O} 協 さ 騒 東 代 る 京 れ 音 議 表 た 玉 内 7 対 際 カゝ め、 策 容 お 空 り、 5 0) \mathcal{O}

運

港

な ŧ \mathcal{O} は C 滑 走 路 \mathcal{O} 新 設 に つい て、 В 滑 走 路 \mathcal{O} 延 長 に 0 **,** , て、 騒 音 軽 減 運 航 方 式 に 0

V

主

検

成

て等である。

(チ) な 深 原 7 午後 さ 則として認めないこととしたもので 日 夜 東 カュ れ に 京 5 + -た。 お 玉 け (ただし、 際 これ 時 るジ 空 か 港 ら翌日午前六時までの を受け エ に ツ お スケジュ \vdash け て、 機 るジ \mathcal{O} 各 離 エ] 航空会 着 ツ ル \vdash 陸 調 禁 機 整上、 社 ある。 止 \mathcal{O} 間 及 \mathcal{O} 運 び におけ 措 航 やむを得ない 付 置 制 近 をとること 限 るジ 住 措 民 置 エ 双 方 に ツ つ ものについては同 } \mathcal{O} を **\ 要 機 <u>\f</u> 7 場 求 \mathcal{O} は 離 を す 着 勘 る 昭 案の 決 和三 陸を昭 議 上、 + 年 が \dotplus 七 和 委 三十二 同 員 年 月一 空 会に <u>+</u> <u>-</u> 日 八 港 年 に カゝ 月 お · 四 月 5 に、 お 1 7 1

(IJ) 音 ょ \mathcal{O} り、 防 \mathcal{O} 大阪 実 止 その 等 態 空 12 調 港 防 関 査 周 术 を す 辺 実 る に 軽 施 法 お 減 律」 け し に 7 る航 努めて お \mathcal{O} り、 空 制 機 定 7 そ 等 . る。 騒 0 音 \mathcal{O} 後、 周 障 辺 害 「公共 対 に 策 つ 及 7 用 び て 飛 騒 は、 行 音 場 当 規 周 制 時 、 辺 等 12 同 \mathcal{O} お 音 空 け 港 源 る 対 周 航 策 空 辺 を に 機 推 お 騒 進 音 7 て することに 12 航 ょ 空 る 障 機 害 騒

(3)

大阪空港

こ の 拡

張

計画

の目的は、

一について(5)から(7)までにお

いて述べたとおりであるが、

そ \mathcal{O} 後、 同 空 港 周 辺 \mathcal{O} 航 空 機 騒 音 障 害 に つ 1 7 は 三に 0 7 て (2)(IJ) に お 7 て 述 ベ た لح お り 諸

(4) (/) 当 時 第二 一空港 \mathcal{O} 建 設 が 必 要 で あ る とし た 理 由 は 関 西 地 域 12 お け る 将 来 \mathcal{O} 航 空 輸 送 需

種

 \mathcal{O}

対策

を

推

進することに

ょ

り、

そ

0

防

止

軽

減

に

努

 \Diamond

7

1

る。

要 \mathcal{O} 増 加 に 対 処 す る た \emptyset に は、 大 阪 空 港 \mathcal{O} 規 模 が 小 さく、 同 空 港 を 更に 拡 張 す ることは 周

辺 \mathcal{O} 市 街 化 \mathcal{O} 進 行 \mathcal{O} 状 況、 地 形 上 \mathcal{O} 制 約 等 か 5 見 7 困 難 で あ ると考えら れ たことに ょ る。

(口) 第二 空 港 \mathcal{O} 建 設 に 関 す る 調 查 に 0 7 て は 昭 和 兀 十三 年 度 以 降 毎 年 · 度 予 算 措 置 が 講

ľ

5

れ 7 1 る が、 そ \mathcal{O} 予 算 額 及 び 調 査 内 容 は 别 表 \mathcal{O} کے お りで あ る。

(5)大 阪 空 港 \mathcal{O} 拡 張 計 画 \mathcal{O} 目 的 は に 0 1 て (5)か 5 (7)ま で に お 1 7 述 べ た لح お り で あ る が 御

質 12 掲 間 げ \mathcal{O} る 騒 時 音 間 規 帯 制 に 0 \mathcal{O} 1 騒 7 音 は \mathcal{O} 強 兵 度 庫 を 県 超 Ш え 西 る 市 騒 <u>V</u> 音 久 代 が 測 小 定 学 さ 校 れ に る 設 置 お そ L れ た \mathcal{O} 騒 あ 音 る 測 航 定 空 塔 機 に \mathcal{O} お 離 1 着 7 陸 次 を 表

لح

昭 和 匹 + 五. 年二 月 か ら原 則 とし て 認 8 な ١, こととし、 更に、 昭 和 五. 十二年 $\dot{+}$ 月 か ら、 低 騒

音大 型機 <u>、</u>エ アバ ス) 0) 同 空港 0) 乗入れ に 伴 V. 低騒音· 1大型機 \mathcal{O} 離陸 に つき、 同 地 点 で 0) 騒

音の最高限度を九十九ホンに制限する措置を実施している。

時間帯	騒	音	の強	度
六時三十分から七時まで	百ホン			
七時から二十時まで	百七ホン			
一十時から二十二時三十分まで	百ホン(ただし、	着陸機につい	ては百七ホン)	_
二十二時三十分から六時三十分まで	七十五ホン			

(6) (1) 夜間飛 行 \mathcal{O} 規 制を強 化すると、これ に 伴う減 便等 に ょ り 利用 者 \mathcal{O} 利 便を著 しく損 なうこ

ととなる外、ダイヤ編成が困難となる等の問題が生ずる。

(口) 大阪空 港 にこ お **,** \ て は、 昭 和 匹 + 年 + 月 以 降午 後 + 時 か 5 <u>꾟</u> 日 午 前 六 時 ま で \mathcal{O} 間 に お

け

るジ

エ

ツ

}

機

 \mathcal{O}

離

着

陸

を、

更に

昭

和

匹

+

七

年

匹

月

以

降

は

午

後

+

時

か

.. ら

日

午

前

七

時

ま

で

 \mathcal{O} 間における航空機 0) 離 着陸 を原則とし て認めないこととした。 なお、 昭 和五 十年十二月

か ら、 国内 線 につい て は、 午 後 九 時 以 降 に 発 着 す るダ 1 P を認めないこととし、 現 在 で

は、 国 際 線も含めて午後九時以降に発着するダイヤはなくな つて 1 る。

四について

大阪空港に関連する問題について、 外国政府が一方的措置を講じた事例としては、 昭和 四十

九 年二月、 英 国 が要求 したキ ヤ セ イパ シフ イ ック航空 0 香 港 -大阪線 0 ソウ ル 延 長 を 日 本 側 が

認 め な か つたところ、 英 玉 側 は 日 本 航 空の 東京 香港 ーシドニ] 線 0 香 港 ^ \mathcal{O} 寄 航 禁 止 等 0) 措

置 をとつたことが あ る。 こ の 間 題 は 同 年 九 月 \mathcal{O} 日英 航 空当 局 間 協 議 に ょ り、 丰 ヤ セ 1 パ シ

フ イ ツ ク 航 空は ソウ ルヘ 0) 延 長 を行 わないこと、 日 本 航空 は 香 港 シ ドニ] 間 \mathcal{O} 運 航 を 行 わ な

いこと等が合意され、解決した。

右答弁する。

九〇〇	一〇八	三四三	二八五	1011	=	四七
八六〇	九七	二九九	三三四	一〇八	_=_	四六
八一三	八四	盖	三四四	八〇	_=	四五
六〇九	四八	一八四	三九	六〇		四四四
四五二	<u> </u>	- 五〇	二六二	四八	=	四三
111111	==1	ー三六		三七	四	四二
二五二	1111			二六	Ξ	四一
二七八	一四	三八七	11,	九	-	
二七六	七	三五三	三	_		三九
	四四	= 1 = 1	Ξ	五		三八
一六六	=	二九三	=	五.		三七
	1111		元	三九		三六
日	图	ジェット機	プロペラ機	ジェット機	プロペラ機	年
4	X K	線	国内	線	国際	· 区
降客数(万人)	定期便乗降		回数(百回)	期便着陸	定	分

HOO,1	一四九	二八四	二三七	八一		五一
九七〇	11111	111111	二三八	八〇		五〇
一、〇九二	1 三七		二六九	八四	0	四九
一、〇六八		三四九	二七八	九八	1	四八

注 国際線と国内線の合計値であり、昭和三七年から昭和四〇年までの定期便着陸回数は国際線、国内線ともプロペラ機とジェッ 昭和三六年から昭和四〇年までについては統計値がないため、昭和三六年の定期便着陸回数及び定期便乗降客数はそれぞれ

ト機の合計値である。

四四

七○○ ○○○ 到計画) 環境景響(騎音・振動・大気汚染・
自然条件(気象条件、
、三〇〇、〇〇〇 影響、海岸利用への影響、水産への影響、海上交通への影響) 自然条件(気象条件、 海象条件)、 環境影響(大気汚染、水質汚
三四〇、〇〇〇 自然条件(気象条件、海象条件)、社会条件、環境影響(基本調査)
五〇、〇〇〇 質汚染・汚濁) 自然条件(気象条件、海象条件)、社会条件、
三〇〇、〇〇〇 質汚染・汚濁、景観・植生等への影響、水産への影響)。自然条件(気象条件)、社会条件、空港条件(施設計画、
二〇〇、〇〇〇 水質汚染・汚濁、景観・植生等への影響、水産への影響、 自然条件(気象条件)、 社会条件、 空港条件(施設計画、
四〇〇、〇〇〇 音・振動、水質汚染・汚濁、海上交通への影響) 自然条件(気象条件、海象条件、地象条件)、 空港条件(は
六五、〇〇〇 自然条件(気象条件)、社会条件、空港条件(施設計画、
六一、七二五 自然条件(気象条件、地象条件)、空港条件(施設計画)
一、五○○ 自然条件(気象条件)、空港条件(施設計画)
額(千円) 調 査